
令和3年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和3年3月4日(木)

1. 議事日程第2号

令和3年3月4日(木) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、報告第1号から報告第6号)

第2 質疑・討論・採決

(議案第16号)

第3 上程議案の委員会付託

(議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、請願1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、報告第1号から報告第6号)

日程第2 質疑・討論・採決

(議案第16号)

日程第3 上程議案の委員会付託

(議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、請願1件)

出席議員(13名)

1 番 横 山 弘 康

2 番 衛 藤 和 敏

3 番 河 島 公 司

4 番 細 井 良 則

5 番 松 下 善 法

6 番 小 幡 幸 範

7 番 松 本 真由美

8 番 大 野 元 秀

9 番 宿 利 忠 明

11番 秦 時 雄

12番 高 田 修 治

13番 藤 本 勝 美

14番 石井龍文

欠席議員（1名）

10番 河野博文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 村木 賢二

議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和

教 育 長 梶 原 敏 明

政策法務課長 繁 田 良 一

基地・防災対策課長 清 原 洋 一

福祉保健課長 西 村 正 明

住 民 課 長 穴 井 陸 明

農 林 課 長 兼

農 業 委 員 会

事 務 局 長

会 計 管 理 者 兼

会 計 課 長

教 育 政 策 課

指 導 企 画 監

わらべの館館長兼

久留島武彦

記念館事務局長

監 査 委 員

河 野 好 美

副 町 長 秋 吉 一 徳

総 務 課 長 石 井 信 彦

企画商工観光課長 衛 藤 正

税 務 課 長 衛 藤 善 生

子育て健康支援課長 横 山 芳 嗣

建設水道課長 長 柄 義 正

人 権 確 立 ・

部落差別解消

推 進 課 長

教育政策課長兼

学校給食センター所長

社会教育課長兼

中央公民館長兼

B & G 海 洋

センター所長

監 査 委 員

事 務 局 長

和 田 育 男

総務課長補佐兼

行政班主幹

神 田 裕 一

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内において飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番河野博文君より欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

(議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、報告第1号から報告第6号)

○議長(石井龍文君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案第2号、令和2年度玖珠町一般会計補正予算(第12号)について質疑を行います。

別冊となっております。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算補正歳入から12ページ、第5表地方債補正まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

次に、14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書総括歳入から15ページ、歳出まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 次に、歳入に入ります。

16ページ、歳入、1款町税から19ページ、14款分担金及び負担金、7目災害復旧費負担金まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 次に、19ページ、15款使用料及び手数料から23ページ、16款国庫支出金、3項1目総務費国庫委託金まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 次に、同じく23ページ、17款県支出金から28ページ、18款財産収入まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長（石井龍文君） 次に、28ページ、19款寄附金から31ページ、23款町債まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 次に、歳出に入ります。

32ページ、1款議会費から46ページ、4款衛生費、2項3目し尿処理費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 次に、同じく46ページ、6款農林水産業から54ページ、9款消防費、1項5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 次に、55ページ、10款教育費から61ページ、13款諸支出金、3項11目公共施設等総合管理基金費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 全体を通して質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号、令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、令和2年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号、令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号、令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号、令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号から議案第15号までの7議案は、令和3年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。審査につきましては、予算常任委員会に付託したいと思っておりますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第9号、令和3年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

別冊となっています。お出しください。

先ほど申し上げましたように、大別して質疑を受けますので、広範囲にわたり質疑のある方はページ数と款、項、目、事業名をはっきり言ってから質疑をお願いいたします。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算、歳入から15ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳出の

最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 次に、16ページ、歳入1款町税から48ページ、22款町債最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 次に、49ページ、歳出1款議会費から104ページ、5款労働費、1項1目労働諸費まで質疑はありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 次に、同じく104ページ、6款農林水産業費から138ページ、9款消防費、1項5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 次に、同じく138ページ、10款教育費から206ページ最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、令和3年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号、令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号、令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号、令和3年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集をお出してください。

1 ページ、議案第16号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任については、昨日の議会運営委員会委員長の報告において、議案の性質上、本日の日程において議案質疑、討論、採決したいとの報告があり、後ほど本日の日程の中で議案質疑、討論、採決まで行いたいと思います。

次に、議案集2 ページをお開きください。

議案第17号、玖珠町第6次総合計画について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集 3 ページです。

議案第18号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更について質疑を行います。

関係資料集の 2 ページから 3 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集 4 ページです。

議案第19号、辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の一部変更について質疑を行います。

関係資料集の 4 ページから 5 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集 5 ページです。

議案第20号、辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の全部変更について質疑を行います。

関係資料集の 6 ページから 7 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集 6 ページです。

議案第21号、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更について質疑を行います。

関係資料集の 8 ページから 9 ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集 7 ページです。

議案第22号、辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の変更について質疑を行います。

関係資料集の10ページから11ページです。

質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 12番高田です。

昨日の説明の中にもありましたが、6地区中5地区が今回、事前措置で、山浦地区だけなかった経過が分かりますか。あと、2年残ったのかな、1年かな。調整してできるような中身ではないのかどうか。非常に、途中で補正が出たことは何回かあると思いますけれども、基本的な5年間のペースが一緒なら、できたら合わせる方法とかないのかどうか、その辺だけお聞きします。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今、議員さん言われましたように、1地区だけ山浦地区のみ1年ずれています。策定が5年間の計画で策定するようになっていきますので、今1年ずれた形となっておりますが、今言われましたように、国に確認してもしそろえられるものならそろえたいと思いますが、今回5年で切れた関係で、その5地区について今回また新たに策定としております。山浦地区については来年また上げたいと思っていますが、その後合わせられるかどうかは国に確認した上で、合わせられれば一番いいと思っていますので検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第23号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 3番河島です。

自治公民館なんですけれども、今、全町的に自治運営が非常に厳しくなっています。ということで、前回から今回にかけて、公民館の指定が落ちたところがあるのかお伺いしたいと思いますが。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今回11ページにあります一番下の大浦自治公民館。3年度でつくるようにしています。その分が追加というか、前回から1館増えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページです。

議案第24号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第25号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） ここに指定する法人その他の団体というところで、小野原4自治区とありますが、ここは日出生南部4自治区という意味なのか、そこを確認したいと思います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今、小野原1と小野原4の行政区がありますので、ここの指定は小野原4の自治区に指定管理をとということであります。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第26号、玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の12ページです。

質疑ありませんか。

6 番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 議席番号6 番小幡です。

長期継続契約の条例改正ですが、契約期間がどれぐらいを想定しているのか。そしてまた、ほかの自治体の条例には契約期間を定めていますけれども、この条例にも期間を規定する必要はないのか。そして、3 点目に念のための確認ですが、長期継続契約を締結していても予算の減額や削減があった場合には契約の変更や解除ができるという認識でよいのか、以上3 点を伺います。

○議長（石井龍文君） 繁田政策法務課長。

○政策法務課長（繁田良一君） お答えいたします。

まず1 点目、契約期間の想定をしているのかということですが、玖珠町の経理処理につきましては、通常3 年から5 年程度で長期契約を締結しているのが実態でございます。今後もその程度の想定範囲として運用がなされと考えております。

2 点目でございます。条例に期間を規定する必要はないのかということですが、他の自治

体では長期継続契約に関する条例の中で5年以内など期間を定めているところもありますが、長期契約期間の定めを行っている地方自治法、その他の法的な定めはございません。本町においては、3年から5年という実態を踏まえて、長期契約の必要がある場合に事務の簡略、またはその範囲と必要性が限定であることから、現時点での期間の規定は必要ないと考えております。

それから3点目、予算の減額や削除があった場合の契約の変更や解除ができるかということでございますが、長期契約継続を締結する場合、当初契約に御指摘のように予算の減額があった場合、特約事項としてその旨を記載して契約の締結を行っております。そのため、契約の締結の日の翌年度の歳入歳出の当該期間の当該金額について減額、削除があった場合は、当該契約は解除されます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第27号、玖珠町附属機関に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集13ページから15ページです。

質疑ありませんか。

1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 附属機関の中の名称が変わったのは、玖珠町人権・部落差別解消推進審議会となっています。ところが、所掌事務の中には、人権という言葉でまとめられていますが、その中で部落差別あるいは同和という文言が消えたのはどういう意味なのかを教えてくださいと思います。

○議長（石井龍文君） 瀧石人権確立・部落差別解消推進課長。

○人権確立・部落差別解消推進課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

御案内のとおり、平成28年に国が部落差別解消推進法を制定いたしました。それにのっとり、各自治体においても、同和という名称を部落差別解消というふうに変えているものでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 所掌事務の中に、そうすれば附属機関では部落差別解消とあるのであれば、所掌事務の中にも同じ文言を入れ、部落差別解消という部分を入れるべきではなかったかなと思うんですが、そういう議論はなかったのかをお聞きします。

○議長（石井龍文君） 瀧石人権確立・部落差別解消推進課長。

○人権確立・部落差別解消推進課長（瀧石裕一君） この件につきましては、審議会においても特に御意見が出なかったものですから、今、議員さん言われるとおり、人権及び男女共同参画施策の総合的な推進ということで、今、審議会ではそれをお願いしたところでございます。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第28号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集16ページです。

質疑ありませんか。

1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 副町長と教育長の報酬、昨日の施政方針じゃなくて上程理由の中でから町長から言われたんですが、本人からということでしたが、これも報酬審議会にも諮っての分だと思うんですが、ちょっと私分らないんですけれどもこれでいいのかなというのが、ちょっと審議会の中の様子をお聞きしたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） おはようございます。

今、横山議員の質問に私からお答え申し上げたいと思います。

報酬審議会という組織がありますけれども、それに諮ったものではございません。その報酬審議会はまだ御案内のとおりでございますが、その水準がいいのか悪いのかという審議会だというふうに思います。今回の措置は、御案内どおり私が4年間公約で報酬30%カットをし、厳しい財政状況に向けてということを今取っている中で、副町長と教育長が自ら、町長もしているし行財政改革の集中期間だということを自主的に御判断いただいたということでそのような申出があって、私の任期中であります来年1月までそのような申出があったということでございます。通常の条例で定めている金額がいいのか悪いのかというのはまた正式に報酬審議会等にかかる必要があらうかと思いますが、そのような経緯がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） ただいまの町長の答弁の中で、報酬審議会ということを申し上げました。

若干補足させていただきますと、報酬審議会につきましては、附属機関に関する条例を改正した際に総合行政審議会、こちらのほうに包括していくというようなことで、報酬審議会そのものとしては今は組織立っては設置をいたしておりません。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第29号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集17ページから18ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第30号、玖珠町基金条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集19ページから21ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第31号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集22ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第32号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

議案第33号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集31ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第34号、玖珠町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集32ページから34ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページです。

議案第35号、玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集35ページから40ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第36号、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集41ページから47ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第37号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集48ページから126ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集62ページです。

議案第38号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集127ページから151ページです。

質疑ありませんか。

3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 今、第38号なんですけれども、第35号から第38号の議案については条例の一部改正ということなんですけれども、非常にこれについては、対象者がこれだけの多くの内容を対象となる人が理解できるかというのが非常に心配になるんですけれども、事務局も非常にこれだけのものを習得するのも大変でしょうけれども、対象者にどういう方法で周知できるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長（西村正明君） お答えいたします。

今回の関連する改正につきましては、令和3年度の厚生労働省令第9号に基づいてしたものでございます。事業者、運営等に関することありますので、うちのほうが条例を整備しまして、あと、対象の期間と施設等についてはまた国・県等からの通知等も併せてこういう内容に変わるということのでいくと言っておりますので、重ねてそのところは再度原課で確認をして対応したいと思います。

以上です。

○議長（石井龍文君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 私が言いよるのは、その対象になる方にどういう周知ができるかということをお聞きしておりますけれども。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長（西村正明君） すみません。もう少し中身を精査したほうがいいと思いますので、後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集71ページです。

議案第39号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集152ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案集72ページです。

議案第40号、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集153ページです。

質疑ありませんか。

8 番大野元秀君。

○8 番（大野元秀君） 現在は社会教育委員会会議で審議を行っているということでありますけれども、これはいつぐらいから社会教育委員会会議での審議になったのかを伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B＆G海洋センター所長（秋好英信君） それではお答えいたします。

社会教育委員会会議というのは、そもそも制度が始まった当時から議論しておりますが、今回の改正の主な要因といたしましては、社会教育法の中に公民館運営審議会というものを設置することができるという規定に基づいて、館長の諮問に応じて公民館の企画運営について審議をするという法律内容、これに基づきまして町条例を定めまして、設置の基準、委員の定数、委員の任期をそれぞれ定めておりました。ところが、平成18年にコミュニティの推進条例を新たに設置したことに伴いまして、それまで18年までは中央公民館の館長が森、玖珠、北、八幡の公民館の運営について諮問をするという仕組みから、4地区の独立運営に今切り替わっておりますので、現在その審議の内容は、各自治会館、コミュニティがそれぞれ独立でされております。

今回上げますものは、実態としてその役割を一定程度終えているというふうに判断をいたしまして、条例から削除するものでございます。ただ、正式に社会教育委員会会議で公民館いわゆるメルサンホルの中央公民館の運営について審議をするというのが法的に位置づけられておりませんでしたので、今回実態に即しまして、この条例の廃止と併せて正規に規則のほうで社会教育委員会会議に正式にかけるということを例規整備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案集73ページです。

議案第41号、町道路線の認定（旧北山田中学校線）について質疑を行います。

参考資料は、参考資料集154ページから155ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案集74ページです。

議案第42号、町道路線の認定（車谷・石飛線）について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集156ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案集75ページです。

議案第43号、金栗院谷川河川災害復旧工事請負契約の締結について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集157ページから158ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案集76ページです。

議案第44号、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の変更について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集159ページから161ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案集第77ページです。

報告第1号、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案集第79ページです。

報告第2号、専決処分の報告について（その2）（和解及び損害賠償の額の決定について）質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案集81ページです。

報告第3号、専決処分の報告について（その3）（和解及び損害賠償の額の決定について）質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第3号の質疑を終わります。

次に、議案集83ページです。

報告第4号、専決処分の報告について（その4）（和解及び損害賠償の額の決定について）質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第4号の質疑を終わります。

次に、議案集第85ページです。

報告第5号、専決処分の報告について（その5）（和解及び損害賠償の額の決定について）質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 議席番号6番小幡です。

報告第1号から第5号は議会の委任による専決処分でありますけれども、その報告は次の議会で行うことが基本となっています。その中で、2月16日には臨時議会が開かれた経過がありますけれども、この5つの報告はどれも2月までに専決をしているということで、そのときに報告を2月16日の臨時に報告を行わなかった理由が何かあれば伺います。

○議長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今、小幡議員が言われましたように、処分を行った次の議会にということが原則でありましたが、今回カウベルランドくす土地購入等、今回の賃料相当賠償金、皆さんそろって出せそうという見込みがありましたので、ばらばらとなるよりもということで、今回全部まとまったことによって報告をさせていただく形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案集87ページです。

報告第6号、専決処分の報告について（その6）（和解及び損害賠償の額の決定について）質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

以上で、議案第16号を除く議案質疑を終結いたします。

西村福祉保健課長。

○福祉保健課長（西村正明君） 先ほどの河島議員の御質問にお答えいたします。

この条例の改正についての対象者は事業者でございまして、個人ではございません。事業者にはしっかりと周知のほうを行うつもりでございます。

以上であります。

○議長（石井龍文君） いいですか。

○3 番（河島公司君） はい。

日程第2 質疑・討論・採決（議案第16号）

○議長（石井龍文君） 日程第2、これより議案第16号の審議を行います。

お諮りします。

議案第16号の審議については、7番松本真由美君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、7番松本真由美君を除斥したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

したがって、7番松本真由美君を除斥することに決定しました。

7番松本真由美君の退場を求めます。

（7番松本真由美君退場）

○議長（石井龍文君） 議案第16号の議案質疑を行います。

議案集の1ページ、議案第16号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について質疑を行います。

参考資料集は1ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の討論を行います。

議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより議案第16号の採決を行います。

議案第16号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第16号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任については同意することに決定しました。

ここで、除斥している7番松本真由美君の議場への入場を求めます。

（7番松本真由美君入場）

日程第3 上程議案の委員会付託

（議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号、請願1件）

○議長（石井龍文君） 日程第3、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第2号から議案第15号までの14議案については予算常任委員会に、議案第17号から議案第44号までの28議案についてはそれぞれの常任委員会に、請願第1号については総務建設農林常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第15号、議案第17号から議案第44号までの42議案と請願1号については、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日5日から15日までの11日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日、翌17日は一

般質問といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、明日５日から15日までの11日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日、翌17日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時54分 散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和３年３月４日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 細井良則

署名議員 高田修治